

憲法審査会の始動に反対する請願

自民・公明与党は、憲法改定をめざして、国民多数の反対をおしきって二〇〇七年五月、「日本国憲法の改正手続きに関する法律」の採決を強行しました。そのなかで、国会法が変えられ、憲法審査会が設置され、事実上いつでも改憲案を審議できることになりました。しかし、この「改憲手続き法」は、憲法審査会に関するものを含め異例の十八項目もの附帯決議がついた欠陥法です。

先の参議院選挙では、「一五五の重点政策」の第一に改憲をかけた自民党が大敗を喫し、少数となりました。参院選後の臨時国会で与党は、憲法審査会を立ち上げるために本会議での議決が必要な「憲法審査会規程」案の上程すらできませんでした。国民は、憲法審査会の発動を許さなかつたのです。にもかかわらず自民党は、中山太郎氏を衆議院憲法審査会会長に内定するなど、改憲への執念を見せています。

国民の多数は、憲法九条の改定には反対です。憲法そのものについても、「改定ノー」の世論が日増しに多くなっています。国民の多くは、改憲をめざす憲法審査会の始動などを望んでいません。自民・公明の与党は、民意に忠実に従い、憲法審査会の始動を断念すべきです。

〔請願事項〕

一、民意に従って憲法審査会規程を決めず、憲法審査会の始動はしないこと。

二〇〇七年 月 日

団体（個人）名

住所

団体代表者・署名

衆議院議長殿
参議院議長殿